専決第９号

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、令和８年度垂井町一般会計補正予算（第６号）を別紙のとおり専決処分する。

令和８年１０月２７日

垂井町長　　早　野　博　文

令和８年度垂井町一般会計補正予算（第６号）

令和８年度垂井町一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，７２９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０，６７１，２５１千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
15 県支出金		804,444	3,723	808,167
	2 県補助金	374,230	3,723	377,953
19 繰越金		325,141	2,006	327,147
	1 繰越金	325,141	2,006	327,147
歳　　入　　合　　計		10,665,522	5,729	10,671,251

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
11 災害復旧費		48	5,729	5,777
	1 農林水産施設災害復旧費	11	5,729	5,740
歳　　出　　合　　計		10,665,522	5,729	10,671,251

第2表

繰　越　明　許　費

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	敷原線外道路改良事業（第3工区・第4工区）	130,000 千円

一般会計

第3表

債　務　負　担　行　為　補　正

（追加）

事　　項	期　　間	限度額
大井頭首工災害復旧工事	令和9年度	8,601 千円

一般会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　　括

（歳　　入）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
15 県支出金	804,444	3,723	808,167
19 繰越金	325,141	2,006	327,147
歳　入　合　計	10,665,522	5,729	10,671,251

（歳　　出）

款	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳			
				特　　定　　財　　源			一　般　財　源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
11　災害復旧費	48	5,729	5,777	3,723	0	0	2,006
歳　出　合　計	10,665,522	5,729	10,671,251	3,723	0	0	2,006

２　　歳　　入

１５款　県支出金

２項　県補助金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
	千円	千円	千円		千円	千円
10　災害復旧費県補助金	1	3,723	3,724	1　農林水産施設災害復旧県補助金	3,723	農地・農業用施設災害復旧事業補助金 見込額　　既決額 3,724千円 － 1千円 = 3,723
計	374,230	3,723	377,953			

１９款　繰越金

１項　繰越金

1　繰越金	325,141	2,006	327,147	1　繰越金	2,006	前年度繰越金
計	325,141	2,006	327,147			

３　　歳　　出

１１款　災害復旧費

１項　農林水産施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
2 農業用施設災害復旧費	5	5,729	5,734	3,723 県支出金 3,723			2,006	14 工事請負費	5,729	大井頭首工災害復旧工事
計	11	5,729	5,740	3,723	0	0	2,006			